

## 野立て案内図板の設置の条件について

### <特別規制地域及び後退距離規制適用地域>

- ・ 事業所、営業所、作業場等（以下、「事業所等」という。）が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。

#### 【解説】

特別規制地域においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置することが原則として禁止されています。

しかし、これを一律に禁止すると、建物が幹線道路に面していない店舗の営業が困難になるなど、社会生活を営むうえで支障が生じる可能性があることから、自家広告物や案内図板等に限り、表示面積等に制限を設けた上で、市長の許可を受けた場合は例外的に設置できることとしています。

この趣旨に則り、特別規制地域に許可を得て設置できる案内図板は、事業所等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に表示し、又は設置するものに限ることとしています。

社会生活を営むうえで最小限必要な広告物を認める特例であることから、基本的には1枚で目的地に確実に到達できるものを1路線同一進行方向に1枚まで認めることとします。

後退距離規制適用地域において表示、又は設置を認められる野立て案内図板についても同様です。



なお、矢印が書いてあれば良いというわけではありません。案内図板に表示された方向、距離などの組合せにより確実に目的地に到達することができる必要があります。

上記のとおり、特別規制地域及び後退距離規制適用地域において許可を得ることができる案内図板は、案内誘導を目的としたものに限られることから、案内をしていない、掲出物件（白板、骨組み）のみのものや、「広告募集」を表示したものは設置できません。あわせて、先に骨組みのみを設置して、広告主を募集することはできません。

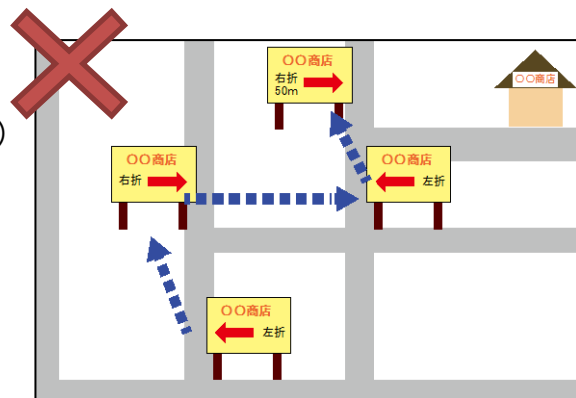
なお、案内図板を撤去する際には、掲出物件も撤去しなければなりません。

※ 6か月以内に新たな広告を表示する場合は、誓約書を提出すれば、掲出物件の一時的な存置が認められます。

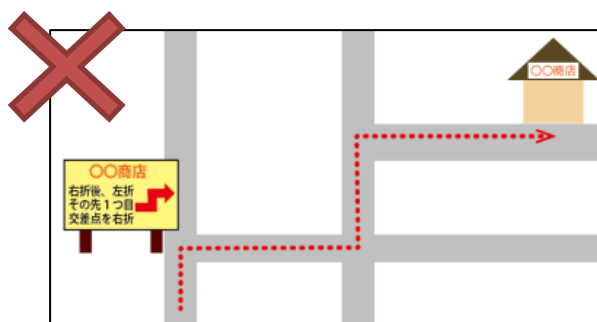
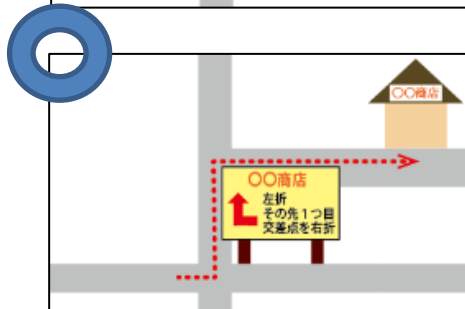
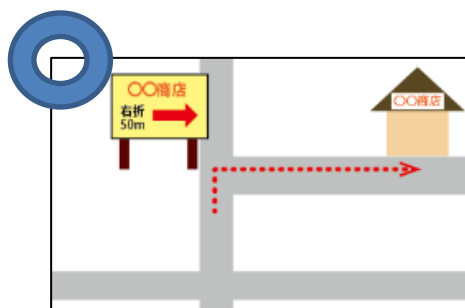
**運用基準**

**<案内図板と認められないもの>**

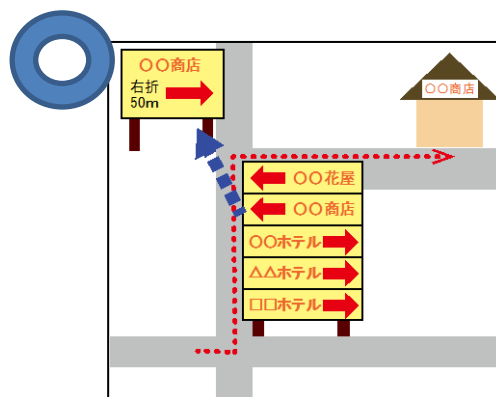
- ① 曲がり角ごとに看板を設置し、複数の看板を組み合わせて誘導するもの(次の看板を案内する看板)は認められません。



※単独の案内図板の場合、1枚で目的地に確実に到達できるものとしします。(1枚で分岐2か所まで誘導可)



※協同看板の場合、2枚までの組合せで誘導できる(1枚で目的地に確実に到達できなくても案内図板として認める)ものとしします。(1枚で分岐1か所まで誘導可)

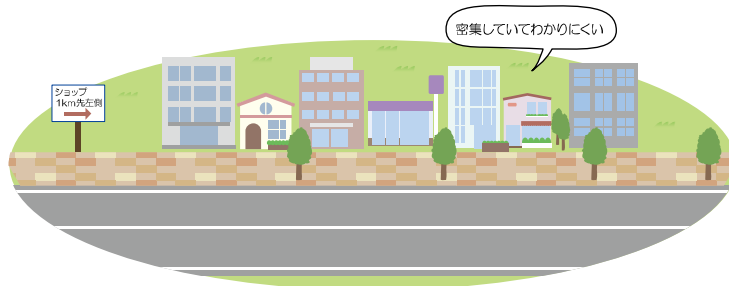


※目的地への誘導では、事前に方向を示し、直近で記名することが基本のため、通過後に戻る(後方を示す、Uターンを促す)矢印は、原則として避けてください。

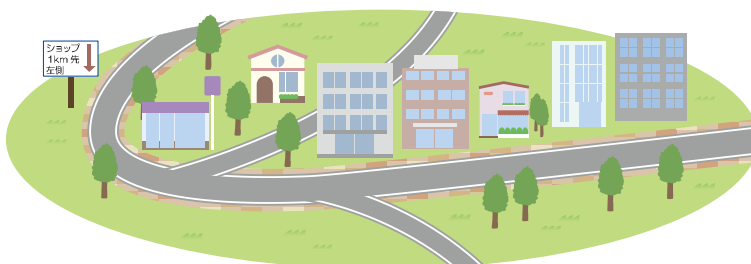


＜主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合＞

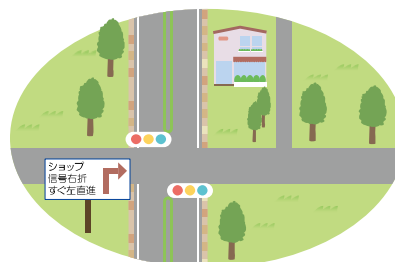
- ① 幹線道路（片側1車線以上の道路）に事業所が接していない場合
- ② 幹線道路沿いであるが、見えにくい場所に事業所がある場合



- ③ 幹線道路が直線ではなく、分岐点があり事業所がわかりにくい場合



- ④ 案内図板と事業所が反対車線にあり、中央分離帯等により直接曲がれず迂回が必要な場合



- ⑤ 幹線道路沿いであるが、事業所の利用者や顧客の多くが通る道路において、分かりやすく目的地へ誘導するために必要な場合



＜「やむを得ない場合」に該当しないケース＞

- ① 幹線道路（原則として片側1車線以上の道路）沿いに立地している事業所等への案内図板を、その幹線道路に掲出する場合（幹線道路沿いの事業所まで「直進」で誘導する場合）



- ② 案内図板の設置予定場所の近隣に、当該事業所を案内誘導する道路標識や公共サインが既に設置されている場合